

滋賀県子ども若者審議会 第3回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和5年8月24日(木) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、植松潤治委員、佐々木マリアナ春美委員、柴田雅美委員、住田光生委員、田井中歩乃佳委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、宮嶋加奈江委員、山本一成委員、山本久子委員（五十音順）

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は12名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○部会長あいさつ

(1) 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1および2に基づき説明

(部会長)

ありがとうございました。説明にありましたとおり、あくまでたたき台ということですので、積極的に御意見をいただきたいと思いますが、非常に興味深い立て付けで整理をいただいていますので、先に質問があれば、確認の意味を含めてお受けできればと思います。

(委員)

資料2や参考資料2には条文をたくさん載せていただいています。その多くは滋賀県が制定した平成18年から平成20年代後半の条例なので、私はあまり参考にはしたくないと思います。というのは、文言を見ても、子どもの権利を保障するような内容ではなくて、「子育て支援」というような目的で、子育てを上手にしましょう、そのためには何をすればいいかという文言が多かったので、子どもの権利の話をするにあたっては考え方が違うのではないかと思います。

それと、古い条文の中には、保護者が子育てに対する第一義的責任を負うというのが入っていますが、今回のたたき台の基本理念にも保護者が第一義的責任を持つと書かれています。それでいて、違うページでは、社会で子どもを育てていくべきであるという文言もあり、矛盾しているような内容があるのではないかと思います。また、障害のある子どもを育てる親の立場を含めて言いますと、中にはですね、保護者自身に課題がある方もたくさんいらっしゃるわけです。虐待もそうですし、発達に課題のある子どもの

中には、親にも発達に課題のある方もいらっしゃるので、子どもの権利を守るために、親に第一義的責任を求めていくというスタンスが最初にあるのは、ちょっと違うのかなと思います。

保護者が第一義的責任を負うという考え方は、民法の考えも含まれているように思いますが、法律の先生もおられるので、教えていただければと思います。

(部会長)

ご意見とご質問を頂きました。他県の条例は、参考にする、参考にしないというより、条例の中身の考え方が時代とともにどうなっているか、ということだと思います。2点目の保護者の第一義的責任について、解説的に委員から何かありますか。

(委員)

ちょっと噛み合った話ができるかどうかかわからないですが、先ほどおっしゃっていた意見については、私も全く同意見で、現行の条例から引っ張られている部分もあり、たたき台としてはいいと思うんですけど、いろいろ改善点はあるかなと思っています。準備時間があまりなかったもので、しっかり検討できてないですが、大幅な見直しが必要ではないかという感じがしました。すみませんが、今はその程度です。

(部会長)

はい。ありがとうございます。

事務局の方から補足があると思いますけれども、保護者の第一義的責任というのは、資料2-2基本理念の左下に児童福祉法の条文があると思います。第2条第2項で、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う、とされていますが、これは実は、第3項とセットで考えないといけない。私も気になっているのは、他の自治体やこども基本法は、保護者の第一義的責任だけが強調されています。保護者の第一義的責任というのは、私の理解では、よく最近児童相談所で一時保護をする際に、やはり親として我が子を育てることに對して不当に介入される筋合いはないということを含めて、第一義的にという形でそこに置いている。一方で、親だけが責任を負うものではなく、国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、という2つが本来セットのものなので、ここを分けて保護者だけを書きしまうと、保護者だけが強調されて、それでいいのかという議論が起こる可能性がある。元々、子どもの権利条約を国連のワーキングで議論しているときから、この議論の内容はあったと認識しています。それとの関係で、子どもの権利条約そのものには、第一義的責任というような捉え方というよりは、第5条の父母の責任、権利および義務の尊重の中で書かれている内容を日本語に訳すときに、第一義的責任という形で包括的にまとめたと思う。また、それが通りによくということであれば、滋賀の条例として、もうちょっとわかりやすい表現を考える余地はある。思い付き話ですけども。ただ、いずれにしても、第一義的責任という部分の考え方は、児童福祉法第2条にあって、第2条というのは、そもそもが子ども家庭福祉に関する、児童福祉法だけではない様々なものに対する

る基本法であるという位置づけになっていますので、民法であれ各県が作る条例であれ、基本的な考え方はこれを尊重しますよという建付けになっているというのが、私のこの部分に対する理解。事務局から何か補足があればどうぞ。

(事務局)

同じような考え方に立っているものと思います。こども基本法では、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとされていますが、これだけでいいのかという意図で、児童福祉法の、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、という箇所を引用しています。児童福祉法の建付けですと、父母その他の保護者が第一義的責任を負い、地方公共団体などは、それをサポートするという形になっており、その2つがセットであるという考えのもと、たたき台を作成しました。資料にある条例に古いものがあるというのはまさにその通りでございまして、この資料は現行の条例ではどのような規定があるのかというのを参考にお付けしているものでございます。この資料の並びは都道府県番号の順番ではなく、右端に制定年月が記載されていると思いますが、あえて制定年月順にしているというのがその趣旨でございまして、ご覧いただいたように令和4年、令和3年と新しいものから平成10年代のものまで幅があるため、それをわかるようにしているものです。

(部会長)

一旦よろしいでしょうか。議論にわたるところをまたぜひやりたいと思いますので。では委員、よろしくお願いします。

(委員)

専門家ではないのに口を出して申し訳ないのですけれども、今の点について私も気になっていて、調べてきました。法務省のホームページには、平成23年の民法改正までは、民法には子どもの利益を明確に示す規定がなかったので、親権が子どもに対する親の支配権のように誤解されてしまって、親権の濫用による児童虐待にもつながるようなこともあったと書いていました。そのために、改正後の民法第820条では、親権が子どもの利益のために行われることを明確にするために、親権の規定の中に、子の利益のためにという文言が明記されているということなんですけれども、例えば、父母その他保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行う、というようにストレートにいくのではなく、例えばここに「子どもの利益のために」養育に関し十分な支援を行う、というように、「子どもの利益のために」という点を入れてはどうでしょうか。

民法第820条の親権が「子どもの利益のために」あることという点をもう少し意識して明記することによって、行政的に里親や子どもの虐待防止につながる設計になるなど子どものサポートがしやすくなるんじゃないだろうかという思いがあるのですが、その辺り、専門家の方のお話を聞いてみたいなと思いました。

(部会長)

ありがとうございます。この点について、実は先ほど申しました子どもの権利条約第5条の父母の責任に関する条文中にもですね、「この条約に規定する子どもの権利を実現するために、」という前置きがあるんです。

子どもの利益という表現でそもそも権利全体を包含するのかとか、議論の余地は多分あると思いますし、それから、こども基本法を巡っても行政説明責任との関係でのバランスがどうなのかについて実は議論の残ってるテーマと認識しています。その辺ではぜひとも今おっしゃっていただいた権利を列記すると同時に、やっぱり子育て支援ないし親支援というのをどういう位置づけにするのか、社会全体で子どもの権利を守りましょうっていうだけではなくて、そこに保護者あるいは親権者、これらの立場の人をどういう位置づけとして置くのかについては結構大事なテーマだと思います。

ご意見ありがとうございました。

(委員)

子どもの権利について規定するにあたって1点疑問なのは、親に対する責務だけではなくて、子どもの責務は存在しないのかなど。

子どもが生活する上で、親とはもちろん関わることが多いですが、学校など家庭以外で子どもと一番関わりが多いのはやっぱり子どもですので、子どもが過ごしやすい社会をつくるためには、子どもに対する責務も一定必要なのではないかと思います。今までの議論ではその点あまり見えてこなかったもので、その点についてお話しできればなと思います。

(部会長)

そこでいう子どもというのは、自分自身ではなくて、他の子どもに対する、例えばいじめみたいなことがないようにということでもいいですか？

(委員)

そういうことです。権利だけではなく、責務も明記した方が良いのではないかと思います。

(部会長)

この点については、以前に子ども条例を作った際にも、県によっては義務を置かなくていいのか、子どもの権利義務条例としてはどうかや、もっと言うと、子どもの権利と義務との関係をどう考えるかということについて、積み上げられた議論がありますので、またその辺りを回を異にして整理させてもらえれば良いと思いますけれども。大事なご指摘ありがとうございました。

(委員)

私の方からは、資料を拝見させていただきまして4点あります。

1点目が、行政の責務について、これまでの議論の中で、子どもの意見を聞いた後にそのフィードバックをしっかりと返していこうというお話があったかなと思いますが、このたたき台の責務で、そのフィードバックを返すというところの内容が少し足りないかなというふうに感じました。現在のたたき台である「子ども子育て支援に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする」の「実施する」の後に「フィードバックを実施する」など何かフィードバックを行うことを責務とするような規定があってもいいのかなというふうに思いました。

2点目が、保護者の責務について、基本理念にのっとり子どもを健やかに育むよう努めなければならないというたたき台があると思いますが、もう少しここにボリュームがあっても良いのかなというふうに思いました。第一義的責任を負うというのは私も全く同じ意見なんですけれども、だからこそ保護者の方がどういうお考えを持って子育てをしていけばいいのかという基本理念がもう少ししっかり定義されてると良いのかなというふうに思いました。ちょっと私も保護者の立場を経験したことがないのでこのあたりは子育てのご経験がある方々のご意見を伺ったりして、こういう考えがあった方がいいんじゃないかっていう議論が必要なのかなというふうに感じてます。

3点目が先ほど委員がお話いただいたことと重複しますが、私も子どもに関するルールが記載されてないとし違和感を覚えています、責務という表現が少し重たいようであれば目標みたいなものを置いたりですとか、せつかくであれば、何か子どもにもこういう姿を目指していこうというものを一緒にそれこそ考えていけるのかなというふうに思いました。私も普段大学生と関わる中で、何か大学生を守ったり、フォローするだけの対象としてという見方だけではなく、何かそこに役割や責任を与えた時の方が大学生も主体的に活動できるという実感があります。

最後4点目、全体的な部分についての意見ですが、作ったたたき台をどういった形で保護者や子どもたちに届けていくのかということも早い段階でイメージを持ちながら、たたき台の中身を考えていった方が良いのかなと思いました。届け方によってその必要な中身の文言であったりとか、その表現方法というのが変わってくるかなと思ったのでなるべく早めに議論できるのかなというふうに思いました。

以上になります。

(部会長)

後半部分は聞き取りやすかったんですけど、前半部分の音声が十分聞き取れませんでしたので、事務局の方で把握されていれば整理をお願いしていいでしょうか。

(事務局)

4点ご指摘があった1点目が、フィードバックが必要であるというご意見が前回の審議会でも出ていたけれども、この責務のたたき台の中には、行政が意見を聞いた後でフィードバックをするという趣旨が具体的に表れていない。それを何か書くべきではないかという御指摘が一点。

それから次に、保護者については第一義的責任を有するという点については理解できるが、もう少しこの保護者の責務のところ、具体的にといいますか、少し言葉があっさりしているのではないかという点。具

体的にこういうことを書いた方がいいというところまでは、ご意見としては今伺っていなかったのかと思います。

三つ目がですね、先ほど委員からも出ました子どもの責務なのか目標なのか、そういったことが規定される必要はないのかと。それがあった方が子ども自身も自分の活動のよりどころになるんじゃないのかというのが、3点目。

以上の3点が、具体的にどういうことを権利であったり責務に書くべきかということに関するご意見で、最後4点目が、これを早い段階で県民の皆様にお示しして意見を求めるということであれば、どのような表現をするとこちら側の意図が伝わりやすいか、というような観点も踏まえて資料を作成してはどうかというご提案、この4つだったと理解しておりますが、正しいでしょうか？

(委員)

ありがとうございます。

ほとんど同じ認識ですありがとうございます。

(部会長)

はい、どうも、ありがとうございました。

また貴重なご意見もありがとうございました。

(委員)

先ほど出ていたかちょっとわからないんですけど、これを広く子どもにも大人にも周知をするというところで、文言をやっぱり丁寧に、かみ砕いて、わかりやすく文章化することが大事なんじゃないかなと思いました。特に外国籍の方もいらっしゃいますし、難しい漢字・熟語が並んでいるようであれば、その言葉の意味もうまく伝えられないんじゃないかなと思いますので、そのあたりの配慮もあると嬉しいなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

子どもの権利条約を広報するときもですね、外務省訳というのがいかにも条約を訳しましたというガチガチのものだったので、もっと噛み砕いてわかりやすくという話はよくありました。

まさに我々も意図と目的は同じだと思いますので、大事なご指摘ありがとうございました。

(事務局)

委員から一つメッセージをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

もし子どもたちに子どもの目標を考えてもらうのであれば、大人が誘導することのないように細心の注意を払っていただきたい。子どもは迎合性が高いので、というご意見でございます。

(部会長)

ありがとうございます。

質問としては一旦よろしいですか？

(委員)

資料の2-2の責務に関する規定のところ、事業主のたたき台について、鳥取県を参考に作成していますと説明があったのですが、ここについてなぜ変更したのかお伺いしたいです。やはり子どもを産むのが生物学的に女性である点は間違いなくて、実際滋賀県では分娩施設が減り続けているのが事実で、多くの県民の女性にアンケート調査をすると、自宅に近い診療所で産みたいと答える人がほとんどであると県の調査でわかっていますが、地域によっては診療所がどんどんなくなって、希望に寄り添えないという事実が出てきているというのが一つ。あと、産婦人科のお医者さんもすごく減っていて、集約化がされていっており、産前産後ケアが十分にできていないという課題があると思う。女性たちの子育てのスタートアップとか、周産期のケアというのがすごく大切という認識がありまして、乳児の虐待とか、実母の産後うつというのは、子育てのスタートアップとしてとても大切な課題がある中で、そのときに全ての女性が安心して子どもを産むことができるようにという意図で鳥取県では書いていると思うんです。なので、ここを変更してしまったのはなぜなのかと思っていて、やはり産むことができるのは女性だけなので、その後の子育てというのは、もちろん男性も一緒だと思うんですが、そのケアの部分は変更せずに明記すべきではと思います。

(事務局)

なぜたたき台で変更したのかということですので、事務局の方からお答えさせていただきます。まず基本的な姿勢というか発想としては、鳥取県の条例は少子化対策の条例でもありますので、どうすれば子どもを産むかということに、ある程度力点を置いた規定になっておりますが、本県の条例は、子どもを産んでほしい、どうしたら産んでもらえるかという話ではなくて、生まれた子どもがどのように育てられるのが望ましいのか、あるいは子ども自身、親あるいは社会が子どもに対してどのような姿勢で臨むのか、こういったことを規定しようというのが主眼ですので、産むに当たっての事項ということを明示的に持つてくるというのは非常に異質ではないかと考えました。そのため、「希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる」を、「希望する全ての者が子どもを育てることができる」に変更しております。仰った、実際に出産をするという局面における安心感みたいなものはもちろんそれはそれで大切だと認識しておりまして、それも含めた育てる一連の流れということを、ここでは包含しているというふうに考えております。ですので、そもそも条例で力点を入れる建て付けが違うから「育てる」にしたということと、その反射的な結果として、「女性が産む」ではなくて、全ての「希望する人が育てる」というふうな書き方にしたということと、もう一つはですね、ここは事業主の責務でありまして、行政の責務の規定ではございません。事業主がそのように、安心して育てられるように先ほどおっしゃった分娩施設であったりということをもっと作れというようなことを書くのではないと。それはどこに反映されるかということ、行政の施策の中で、そのような分

娩設備が全く近くにないということについてどういう対応をするかというのは、行政の施策として具体的に考えていく内容になる。そういったことは、非常にたくさんありますので、総合的に策定して実施するというように、行政の責務のところは極めて抽象的な表現になっております。これは非常に定型的な表現ですけれども、そういうところには具体的な施策の内容というのが当然たくさんぶら下がってしまっていて、その中に先ほどおっしゃったようなご指摘の内容も当然含まれるべきものと考えています。

その辺りはちょっとどういうふうに明文化といいますか、外形的にわかるようになるのかということ、この条例の中で、今はまだたたき台として示していないですが、計画を作るといようなことを入れる予定をしております、その計画策定の中で議論をして、定めていくという形をとるとい想定をしております。

(部会長)

趣旨はそういうことのようにです。こども基本法、もっと言うところこども家庭庁を立ち上げるための基本的な法体系・法制度っていう意識もある中で、子どもの権利を議論するとき、事業主という位置付けというのが、どういうものなのっていう。塾やフリースクールだって場合によっては事業主みたいな話で。これは、かなり少子化対策を念頭に置いたこども家庭庁の特性と、それから法的な枠組み、純粹の権利論からいうとあまりこういう形で出てこなかった話のように思うんです。

さっきの話で言えば、子どもの権利を保障するために色んな人たちがいるけど、第一義的に親が近くについて、でも親だけじゃなくてそれを行政もサポートする。

そこに事業主っていうのはどういう位置なのか、子どもの権利を直接守る存在としての事業主というのは何かピンとこないと思います。

ですので、たたき台自体が、こども基本法いうのを置きながら、関連する条例というか、御承知のとおり鳥取県というのは、日本で一番小さい県で、しかもどんどん人口が減少している。滋賀県もその後を追いかけている側面がないことはないと思うんですけども、ちょっとその辺りの子育て支援を超えて次世代育成あるいはその少子化対策みたいなことをある程度視野に入れるのか、入れないのかということも結構重要な議論だと思いますので、またこれはこれで意見聴取したいというふうに思います。

いずれにしても事務局の趣旨というのはそういうことのようにですので、ご理解いただけますでしょうか。

そうしましたら質問という形ではなくて、もう既に良い意見を頂いているところなんですけれども、お読みいただいて御意見をいただければと思います。

(事務局)

すみません、委員からメッセージをいただいておりますので、お読みしてよろしいでしょうか。子どもの目標を考える上での意見としまして、子どもの目標を考える上で、子どもの意見を聞くという取り組みがあるかと思います。その際に、アンケート対象の子どもと普段から対話している方にアンケートを作っていたことが良いのではないかと考えます。

理由としまして、普段から対象とする子どもと対話している方にアンケートを作成いただくことで、より回答しやすい質問になると考えるからです。現在、どのような形でアンケートが作成されているのか存じませ

んが、全ての対象学年に対して、同じ方がアンケートを作成することは好ましくないと考えます。質問の抽象度、文言の難しさなど対象学年に対する適切な表現は、対象学年と接する方が最も精通されていると考えました、というご意見でございます。

(部会長)

ありがとうございます。そこで言っていたらアンケートというのは、今回の条例作るにあたっての、子どもたちからの意見聴取としてのアンケートという理解でいいのでしょうか。

(委員)

質問いただいた点についてなんですけれども、おっしゃる通りで、先ほど委員の方からいただいた子どもの目標を考えるというテーマについて、ちょっと補足の意見という形で述べさせていただきました。子どもの目標を考えるにあたって、おそらく多くの声を集めることになるかなというふうに思うんですけれども、その際アンケートという方法を取るのであれば、全ての対象学年に対して、同じ方がアンケートを作るんじゃなくて、例えば大学生に対するアンケートであれば、普段大学生と関わっている方にアンケートを作っていたりとか、小学生であれば小学生と関わっている方にアンケートを作っていたらいいのかな、おそらく一番その対象学年は答えやすい表現であったりとか、文言を作ることができると思いました。

事業主の方々の責務の中にこういった内容を記載することも一つ検討の余地ありかなというふうに考えていまして、事業主の方それぞれいろんな年代の子どもたちと接している方がいらっしゃると思うんですけど、それぞれご自身が関係している学年の子どもたちに対して、事業主がアンケートを作成する部分がちょっと具体的過ぎるかもしれないですけれども、そういったものがあってもいいのかなと思いました。

(部会長)

条例検討過程との関係で御意見いただきありがとうございます。次の議題のスケジュールのところでも改めて議論させていただきますので、意見として承っておきます。

ありがとうございます。

(委員)

前回の議論の中で、今回は先生方がいらっしゃらないので、そういう意見を聞けないんですけれども、学校現場では先生が足りないとかで、なかなか意見を聞き取るようなセクションが作れないというようなご意見があったと思いますけれども、今回のたたき台の学校の責務があまりにも網羅的すぎるので、もう少し学校についての責務については、子ども同士のいじめとか、そういったことも非常にクローズアップされていますので、もう少し何か突っ込んだ責務というのを明示してもいいのではないかと思います。それは先ほどの保護者にも同じことが言えることなのかもしれませんが。

(委員)

資料2-2ですけれども、たたき台があるってすごく大事だなと思う一方で、やっぱりその先ほどからのご意見にもあったように誰に向けてということだったりとかわかりやすい言葉でっていうことを考えるのが大事だと思います。例えば資料2-2、子どもの権利に関する規定の、(3)意見表明権のところですが、子どもの年齢および発達に応じて自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、と一番抽象的な書き方になっています。長野県のところを見ると若干ですけど、柔らかい書き方になっていて、そういうのを比べたとき、参考資料1の、委員の先生方からの意見照会のまとめのところ、1ページ目の子ども・大人が子どもの権利について学ぶ必要性というところで、「子どもの権利について大人が学ぶ機会がまず必要だと思います」、「その声を聞こうというのが子どもの意見を尊重できる姿勢・体制であるかということも重要になると思います」というのは非常に伝わってくるんですね。これって多分理念なんじゃないかなと思うんです。先ほど学校のことでもそうですけれども、子どもの権利を尊重しようとする大人が権利について知ることは大事だし、尊重するための体制を整えることが大事というのはすごく重要な理念だなと思う。このぐらいの柔らかさでも十分大丈夫なんじゃないかなという気もするんです。

条例としてどこまで柔らかくするかというのはちょっとまだわからないですが、私もいろいろ調べていて、例えば令和5年3月にNTTデータが作成した「子ども政策決定過程による子どもの意見反映プロセス」の研究報告書によると、条例を実際の実践者の方へのガイドブックとセットで出しているような国があったり、チェックリストみたいなものを作ってる国もあつたりします。そういうのを見るとかなり具体的などころまで条例とリンクをさせていて、具体的にその権利を実現していくための仕組みにまでリンクさせていくってこともできます。抽象度について、条例では抽象的だけど具体化の方法までしっかり整備するという辺りを想定できるというのかなと思いました。

(委員)

先ほどお話された委員とも重なるかもしれないんですけど、私は子育て支援の現場におりまして、0歳児を育てられているお母さんたちとも接点があります。そのときに先ほどお話もありましたが、親さんにもグレーゾーンの方もいらっしゃいますし、子どもさんの成長過程の中からお母さんの育てる力の弱さとかも、ある程度そこでチラチラ見えてくるわけなんです。そういう方たちにもわかるように伝えることも、条例を作るうえでは必要だと思うんですが、私がちよっとご質問したいのは、どこかに責務を分けられない部分が若干あるんじゃないかっていうふうに思っています。私も言葉にうまく説明できないんですけど、先ほど言われたところと重なる点というのは、具体的にイメージができるような文言があるといいなと思ったことです。それを全部条例に載せると長くなると思いますので、チェックリストとかガイドブックみたいなものと連動させるってというのは、とてもいいことだなと思ってます。

(事務局)

今おっしゃったように、事例としても、子どもにわかりやすいようなパンフレットとセットで提供しているというようなケースがございまして、それは必要ではないかなと思っております。条文の中でわかりやすく書くというのもそれはそれで重要なことですが、基本的に条例というのは法の一部ですので、解釈に疑

義があってはならないとか、他の条文上の文言との整合がどうだとか、法設計上の制約といいますか、法文解釈上の技術的な問題などもあります。一方で、わかりにくいものだけしか示せないというのは非常に使い勝手の悪いものでございます。条文で少しだけ言葉を柔らかくして、できるだけ頑張りましたみたいなことではなくて、解釈に疑義が生じないというのはそれはそれで一つの法文の機能です。しかしながら、なるべくわかりやすく噛み砕いて、実例も伴うような表現のものがある種定訳のような形で、正式版として持っておく。そこには全部振り仮名が振ってあってみたいなのも含めてですね、そういうものを作って用意しておくというのも一つの方法なのかなと思っております。みんなが好き勝手に柔らかくするより、柔らかくしてしかも正しいというものを作ると。

(部会長)

はい、大事な点をありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

今の議論を聞いて思い出したのは、障害者の総合支援法を作るときに、具体例をセットにして、発表されていたと思うんですね。こういう事例は虐待に相当しますよとか、こういう事例は合理的配慮が欠けていますよとか。そういうようなわかりやすく具体例をセットにする見せ方は、この条例にもあってもいいのかなと思いました。

(委員)

先ほど部会長がおっしゃられた事業者の人たちの関わり方をどうするかということについて、今回の子ども条例の伝え方も、事業者版とか、教職員の方向けとか、子ども版とか、保護者版とか、大変かもしれないけどそれぞれ向けで作った方がわかりやすいかなと思ひまして、委員が言われたように具体例を付けることで、障害者の親御さんを雇用している事業主には、障害を持つ子を育てている親がどういう苦労があるのか、どういうケースで早退をしないといけないのかというのがわからないから対応できないというものもあると思うんです。例えば、私には5歳の子がいるんですけど、急に保育園で熱を出したりとかしたとき、私は自営業なので迎えに行くことができますが、普通に民間で働いているお母さんたちだと急には迎えに行けないとか、子どもはお母さんお父さんと一緒にいたいけど明日は仕事が休めないで病児保育を予約するとかしますが、そのときに事業者側の理解があれば、子どものケアをするために休ませてあげることができる。事業者や学校現場向けなどそれぞれに向け、子ども条例を具体的事例を付けて解説できるとすごい啓発活動としてはいいと思う。

(部会長)

はい、どうもありがとうございます。

ちょっとお願いなんですけども、アウトプットというか、条例がある程度出来上がったときにどうやって広めるかという話を多く頂きましたが、それはそれでとても大事な部分ですが、今日のテーマというか、次に中

身を詰めていくこととの関係で、まずは、資料1に子どもの意見を聞く目的局面等の類型や、聞く取り組みの検討範囲の考え方、取り組みの方向性をまとめていただいておりますが、この部分について絞ってご意見いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか？

(委員)

子どもの意見を聞く目的局面等の類型について、局面という部分について、どういう場面でどういう課題が出てくるかということを示していると思うんですけども、局面の行だけ例になっていると思うんです。ここだけすごく具体的な記述になってしまっていて、他の部分は網羅的な表現になっているので、この点はどうでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りかと思います。どのような場面で、どういう意見の聞き方あるいは意見の出方があるかということは何らかの形でイメージしてみると、ずいぶんそこには違いがあるなということは認識しておるんですけども、その違いというのを抽象化して、精緻に切り分けてどういう表現になるというところまでですね、なかなか分析的にうまく切ることが、この段階ではできておりませんので、あくまでも例として、こういう局面をイメージすれば、確かに別の局面とはだいぶ在りようが違うのではないかという、そのレベルでの理解の資料というふうになっております。最終的に何らかのガイドラインみたいなものを出すときには、一体どういう場面ではどういう対応がいいというような対応関係がもしかすると、最後見いだせるかもしれない。そのときには、もっと、抽象化した表現のもとで切り分けることになるかと思います。

(部会長)

そうしましたら、先ほどからアンケートの取り方のお話や、なるべく早めに県民の皆さんにたたき台レベルでもお示しできたというようなご意見もありましたので、この先これがどういうふうに使われていくんだという展望も含めてですね、次の議題の今後のスケジュールについて、事務局の方から説明いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局説明】

事務局より資料3に基づき説明

(事務局)

委員から、先ほどの資料1にある検討範囲の考え方について、ご意見がありますとチャットをいただきまして、その点について委員よりお願いしてもよろしいでしょうか。

(委員)

すみません、話が前後しますが、資料1、スライド3の子どもの意見を聞く取り組みの検討範囲の考え方について意見を述べさせていただきたいのですが、意見を聞く対応者側のメリットを示すことができると対応が進んで広がっていくのかなと思います。

この検討範囲の考え方の資料は、意見があった場合には、こういった方々がこういった対応しますというような内容が書かれているかなというふうに思うんですけども、その対応したことによって何かその方々にはどういうメリットというか、やはりこの対応する方々にも対応したことによって何か得られる効果のようなものがあつた方が、より自分ごととして、取り組みを進めていけるかなというふうに思いました。例えば子どもの権利を周知することによって、どういった良い効果があるのかという点だったり、そういったところまで示すことができると、より取組を進められるようになっていくのかなというふうに思います。

(部会長)

はい、どうもありがとうございます。

それぞれの立場の人のメリットっていうのをどう伝えるか、クーポン券がついてくるわけではないので、かなり丁寧な、でも少なくとも負担感だけで、何のためにやってるかわからないってことでは意味がないなと思います。大事なお指摘だと思います。ありがとうございます。

先ほどスケジュールについてのご説明をいただいたんですけども、ちょっと今日の先ほどの資料1あるいは資料2との関連で、この部分例えば今日一定程度議論をしてその後の繋がりとの関係で、今日のこの資料類はどういうふうになるのかという部分について、ちょっと補足していただいてもいいですか。

(事務局)

前回と今回、それぞれ、意見を聞くというところに特化した議論と、そして誰にどういう権利があつたり、あるいは責務があつたりというのを規定するのかという全体的な射程・内容を定めるような話と2つさせていただきます。今後は、スケジュールの資料を見ていただきますと、今回の第3回の検討部会が終わった後で、子どもの権利の保護に係る実態を把握してその保護に係る検討をします。具体的に何かといいますと、もっぱら意見聴取に関わる部分なのですが、いったいそれを具体的にどのように確保する、担保する方法があるのか、どこを射程にそれを決めていくのかといったことを整理したいと考えています。それが、この条例自身に実体規定のような形で書かれるのか、あるいはガイドラインであつたり、要綱であつたりみたいなどころに書かれるのか、あるいは先ほど出てきました条例をもう少し具体的に説明するような資料の中で例として挙がるのか、最終的にどういうアウトプットになるのかというのはまだ全く確定はしていないのですけれども、具体的にどのような仕組みを作るのかという前回の意見聴取のあり方、ここに一度戻って、議論をしていく。そのために資料1を使いたいなと思っています。

そういうことをしようと思いますと、そもそもこの条例で、誰にどういう義務があつたり権利があつたりという発想で進めるのかというところを度外視して、いきなりその一部分である意見聴取を設計するという話では前提条件が欠けていると思いますので、全体像として誰が何をすべきかみたいなどころをどう表現

するか、射程に含めるかを今回議論しようと思ったというところでございます。わかりにくい説明かもしれませんが、先ほどおっしゃったように、子ども自身の義務みたいなものを果たして念頭に置くのかどうかということによっても、実際の仕組みでどこまでを積極的に決めて、どこから先は、その意見を言いたい人が責任を負うと言うと変ですけれども、の問題だというふうに整理するかみたいなことにも関わっていくかと思いましたので、その具体的な方法と、全体の射程の両面から、まずはどんなご意見があるのかを広く伺ったという状況でございます。

(部会長)

ありがとうございます。

今のようなちょっと当然、議論上、抽象度が高いかもしれませんが、まずその部分をどういうふうに詰めていくか。次に今もご提案ありました子どもの権利保護ということについてももう1回詰めた上で、実際に子どもたちあるいは県民に広くこういうことを考えるという形で、県の方から聞いてもらうというステージに行くということを踏まえて、今日のところでの皆さんの見解あるいはご意見をいただきたいと思います。想定してます時間はあと30分程度ですが、そういう意味で、資料1では先ほど局面が例示ということだけかどうかであるとか、資料の2のたたき台の方ではですね、3枚目の責務に関する規定ということで、地方公共団体や事業主、県民それに加えて保護者、学校、子育て支援の団体というような形で、それぞれにやったり果たしていただきたいことは変わってきますし、責務とまで言うかどうか、あるいは先ほどメリットの話もありました。

ちょっとその辺りを今日は議論をしていただいて、今日はちょっと整理がつかないので帰ってからメールで募集するという方法もあると思いますけれども。とりあえず今のところで、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

(委員)

今後のスケジュールの説明の中で、意見聴取をしていただくようになっているんですけれども、この関係団体というのは具体的に何を想定されてるのか、言える範囲で教えていただきたい。その関係団体で、責務について網羅できるのか。意見聴取の場の権利を保障できるのかということもちょっと最初に知っておきたいので、何かあるようでしたら教えてください。

(部会長)

資料3の裏面に記載のある関係団体ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

今のところの予定ですけれども、例えばですが、NPO法人こどもソーシャルワークセンターであったり、滋賀県地域養護推進協議会、保育協議会など子どもに関する様々な分野をなるべく網羅するような団体に御意見を伺うようなことを想定しております。

(部会長)

これは多分対象を絞るんじゃなくてなるべく広い方向でということが前提だろうと思いますけども、ご意見ありますか。

(委員)

関係団体についての意見聴取は9月となっていますので、第4回までにされると思うのですが。

(事務局)

はい。

(委員)

責務について、事業主については、経済団体に聞くことになるのかと思いますが、そんな大くくりで現場の話が聞けるのか、とか、そういう話ですよ。ライオンズクラブの人に聞いても何もわからない話だと思うので、その辺は当然わかっておられると思うんですけども、現場のことについて実直なお話を聞かせてもらえるところから聞く必要があると思います。今の時点でわかっているのならば教えてほしいですが、これから検討されるということでしたら、そういった課題意識をもって意見聴取先を決めていただければという希望です。

(事務局)

今の段階でここに聞くというのが決まっているということではございませんので、ご意見も踏まえて検討させていただきます。

この全体の意見を聞く聞き方は2種類ございまして、この表にございますようにある程度対象を絞って経済団体や関係団体に聞くというものと、誰でも言っていただけるような形で、例えば、県のホームページで随時募集するとか、県民政策コメントの場で聞くもの。これはもちろん何の限定もなく誰からも意見を言うていただけるということですので、そういうところで、なるべく丁寧にこういう意見を今求めていますというようなことをお知らせすることによって、特定の対象者からだけしか意見が出てこないということにならないようにしたいと思っております。

(委員)

今の子どもの意見を聞く対象としては書いていないですが、子どもの意見を聞く場面などの類型資料にはヤングケアラーという言葉が出てきているのですが、例えば虐待を受け、ご両親から離れて暮らしているような子ども達であったり、県が把握されているのであればヤングケアラーの子どもであったり、障害だけでなく医療的ケアの必要な子どもであったりとか、その権利を大切にしなければならぬような子どもたちの話を聞いてあげていただきたいなと思いました。

(事務局)

確かに意見を聞く、具体的にこちらからその意見を求めようと思っている人の中には、ヤングケアラーや虐待というのは入っておりませんが、その下の方に書いてありますが、子どもポータルを設けて、なるべくある程度年齢層が低い子どもでも、アクセスしやすいような形で意見を言っていたくような仕組みを設けたいと考えております。また、関係団体の中には、そういった子どもをカバーしておられる団体もございますので、そういった団体も通じてお伺いしようと思います。

(委員)

心配しているのは、例えば児童福祉施設に保護されているような子どもがその子どもポータルを活用できる状況にあるかどうかわからないので、児童福祉施設の管理者のいないところで、児童福祉施設の子どもたちに子どもの権利が守られてると思うかとか、自分たちはどうしたら守られるかっていうのを、匿名が守られるようにぜひ聞いてあげてほしいなと思います。ここに不登校の子どもとか、外国にルールのある子どもとか、障害のある子どもとか結構具体的に書いてあるんだったら、実の両親と離れて暮らしている子どもとかヤングケアラーとか、表記はあってもいいのかなと思いました。

(事務局)

ただいまのご意見に関連しまして、社会的養護下にある子どもたちの意見聴取につきましては、従前から子どもの権利擁護事業としまして、専門家による、施設の人がないところで個別に意見を聞く取組をしています。これは年1回の取組ですけれども、先般改正がありました児童福祉法におきましては、一時保護されて、これから施設に行く、あるいは家庭に帰る、こういった場面には第三者のアドボケーターの関与のもと、子どもの意見を必ず聴取するということが県の責務として行うこととなっており、これは今の事業をより強化する形で準備しているところでございます。

(委員)

そういう取り組みは本当に日頃から素晴らしいと思っていて、どんどんやってほしいなと思うんですが、今回のこの子ども条例を作るための聞き取りっていうところも、ぜひそういった子どもたち、県で把握できるヤングケアラーの子どもたちや、支援している団体の人たちも聞き取っていただくよう検討していただけたらなと思いました。よろしくお願いします。

(部会長)

今の条例制定との関係でタイミングが合う合わないがあると思うんですけども、ヒアリングの枠組みの中にオプション的に追加できるか、配慮をご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

議論しないといけないものはたくさんあると思いますが、先ほど言っていました子どもの義務ですけれども、これはすごく大切な議論だと思っていて、多分ここではたくさん話し合えないと思いますので、前回のよう各委員の皆さんへメールで聴取していただけるといいなと思いました。

(部会長)

大切な部分はたくさんあるんですけども、あえてそれをあげる心は？

(委員)

そもそも子どもに対する義務を明記する必要があるのかどうかということについても意見がわかれると私は思います。意見が分かれる上で明記するのであれば、どのような内容とするか、どういうものが必要だと思うのか、思想性の部分についても、それぞれ委員さんの考え方があると思うので、それはみなさんで把握しておく方がいいのではないかと思います。

(部会長)

はい、どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

先ほどの条例検討過程の意見聴取の対象ですが、大学生と大学はどこに当てはまるかなと思っておりまして、大人でもあり子どもでもあるというか、そのあたり何かお考えがあればお聞かせいただきたいです。

(事務局)

大学生というふうに明示的にここに入っているわけではございませんが、おっしゃるように、大学生が意見を言うというときには、定義上子どもに入っていないというわけではないですが、大人と同じアクセスの仕方でも意見を言うていただくということは当然期待できるとしております。

どちらでないといけないということは全くないと思っております、例えば県ホームページによる意見募集であっても、子どもから入っていただくが、大人から入っていただくがどちらでも大丈夫ですが、そういうことをしていますという周知をするにあたって、別途、個別に大学に対してもそういう周知をするというのも一つの選択肢かなと思っているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。私も具体的に何がいいというのは思いつかないんですが、重要なアクターかなって気はするので、先ほど大学にもとっていただいたことには意味があると思いました。

(部会長)

ありがとうございます。

18歳はもう成人というところと言えば、大学生というのは、飛び級か何か特殊な人を除いては全員が大人という、そことの関係でどう考えるか。先ほど特にその保護者の一義的責任という話は、当然親権とかを想定する形になるので、これは未成年を出発点としてしまうというあたりで、対象と考えるかという部分との関係では、実は結構議論の残る部分でもあるんですよね。併せてさっきの責務みたいな話になってくると、17歳の子の責務と、0歳の子の責務、18歳で一応成人してる人の責務とでは、そちらも変わってきますから。ありがとうございます。

時間がだいぶ少なくなってきたんですけども、いかがですか。

(委員)

先ほど、新設予定の子ども・若者懇話会の対象のところ、ヤングケアラーとか虐待の子どもたちとかの話も聞いてもらうようにというご提案があったように思っていたんですが、懇話会をするけども、そこに実際出てきてもらおうとしたときに、その虐待やヤングケアラーの子どもたちに出てきてくださいってどこにどう呼び掛けたら来てもらえるんだろうって悩まれるような気がしました。なので今日出席の皆さんの中でですね、例えばヤングケアラーとか虐待の今の当事者じゃないかもしれないけど、経験があって今克服してる人たちで会議に出てくれそうな人がいるとか情報をお持ちであれば、共有しておいた方が、この懇話会にそういうメンバーが入ってくれるかなと思いました。

(部会長)

ご提案ありがとうございます。

そのことを含めてまさに、現在、それこそ権利が侵害されている子どもたちの多くは、こういう情報にもアクセスできないし、そしてそのことについて出てきて意見を言うというのは、いろいろ困難を抱えており、非常に難しい。これは、この子ども条例だけではなくて、子ども県議会とかであっても、非常にアクティブに社会的に活動できる子どもの意見というのは聞けますけども、大人と同じように子どもにも色んな振り幅がある中で、そのギリギリのところ頑張っている子どもたちの意見を聞かないと、ある意味では意味がないということにもなりますから。そこはですね、この条例だけということではなくて、ちょっと工夫をしていく必要があることだろうと思いますので、場合によっては漏れがないように皆さんご存知のチャンネル、つまりアンケートを取るだけではなくてアンケートをここに送ってくださいというアンケートをとるというぐらいのことが必要になるかもしれません。考慮していただくようお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

今日のその対象とか責務をどうするかといったところで、他の条例とか、私も研究というほどでもないですけど目を通す中で何点か。

冒頭、委員から条例の制定年のことに言及していただきました。私の認識ではですね、ちょうど平成18年の滋賀県が作った前後ぐらいの時というのは、やはり子どもの権利条約があるのにそれがしっかりと普及

されていないので、子どもの権利をしっかりと認識してという流れがありましたが、実は片方では、先ほど委員も言われた子どもに権利だけでは、よくないんじゃないかと。子どもの権利、それから義務の条例にしろとかいうところで結構せめぎ合いがあった。ですから委員が言われた思想的とかあるいは理念的な議論というのは多分、そのあたりでは結構あって、条例も分かれていたのかなと思います。

平成になると同時に日本の少子化は進んでいましたし、厚生労働省には少子化対策室というのが平成のほぼ初めから設置されているんですけども、これがどんどん進み、こども家庭庁の議論にもある家庭をどう位置づけるかというこれはまた別のチャンネルの議論なんですけど、やはり子どもの権利を守るっていう部分と、子どもを安心して産み育てるだけじゃなくてとにかく産んでくれというカラーの強い、その少子化対策的な側面と絡まっている、そういった各自治体の思い・願いみたいなこともあってですね、ちょっとそういう方向に振ってる側面もさっきの鳥取の部分なんかでもそうだと思います。一方でご承知の通りヤングケアラーということも話題になって、ヤングケアラーに関する条例であるとかというようなことは、子どもの権利に関わってもいるように思います。

そのような中で、先ほどの子どもの権利だけに焦点を絞り込んで考えたときには、子どもとその家族とせいぜい社会にどんな責務があるかぐらいになりますけども、例えばこれを保護者の働き方みたいなことにも焦点を当てると、事業者というのもクローズアップされてくるというような、全体の中でどこを見ていくかということについて、もう一度皆さんの方でイメージを持っていただきたいと思います。もちろんそのまま条例になるわけではなく、皆さんがどんな絵をイメージするかによって多分まとまり方が変わってくると思います。

今日の資料、非常に緻密に作っていただいて、読み込めばわかりやすいんですが、ぱっと見てわかるかという、咀嚼に時間がかかるかだと思いますので、もう一度すいませんがお持ち帰りいただいて、検討していただいて、併せて今日また事務局の方で調整して整理していただこうと思いますけども、例えば、条例制定のためのアンケート先をどうするかとか、それから今回の資料1に関わる追加のご意見はどうかとか、いくつかちょっと皆さんにお聞きしたいと思います。ご多用であれば、今回は特に意見ありませんということでもいいと思いますので、メールでご意見ある方はどうぞ積極的に意見をいただくという形で協力をお願いしたいと思います。いつも宿題話が多くて申し訳ないんですけども、お願いします。

もうそろそろ時間ですが、せっかくなのでこれだけはということは、ございせんか。

(委員)

今、部会長にまとめていただいたので、自分の感想だけになりますけど、今回たたき台を作っていただいて、大人でも噛み砕くのにすごく時間がかかることなので、子どもを主体にして考えているのであれば、やはり子ども自身がこれを大切にしていける、守っていけるような工夫をしていただきたいなと思います。また、子どもの意見聴取のところで、新たに県ホームページに子どもポータルを作ると説明いただきましたが、今自分のいる小学校の子どもたちを思い浮かべたときに、県のホームページを見ている子っているのかなとヒヤッと感じてしまいました。懇談会等に来ないお子さんたちにも意見してもらうには、やはりそれなりのアピールをしていかないといけないと思います。県のホームページを見てみようかなとか思ってもら

えるきっかけができるような周知方法とかも検討していただけると、子どもたちもこれに向けて参画しやすいのかなと考えます。いろいろ意見聴取されるということなので、またそれを受けて考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

(部会長)

今もご意見ありましたように、そもそも子どもの権利条約第12条の意見表明権というのは、意見が成就するかどうかじゃなくて、まずは言うという経験が、まさに子ども自身の成長、あるいは自分の足元をしっかりと固めるってことの非常に重要な発達の意味が元々入ってる概念だと思うんですね。その意味では、皆さんもおっしゃっていただいた、条例を作る側だけが単に聞くというだけではなくて、そこにたとえ一言でも、あの意見を言ったということが、今後その子が成長するときに、俺も意見を言ったこんな条例があるんやでと言えるようにするというのは、すごく大事なことだと思うんですよ。

片方で大人の世界としてのタイムスケジュールとかあるんですけども、でもせっかく作る話ですから、やはり手応えのあるというか、そういう波及効果の大きな何かものにしていただけたらと思います。現実の議会日程であるとかいろんなこととの関係がありますから、あんまり夢物語だけだといつまでも形ができないという困る話だと思いますけども、しっかりご意見いただいて、見守っていただいてという形で、いいものにしていきたいと思えます。どうも長時間、今日はありがとうございました。

それじゃあ一応議事はここまでということで事務局の方へお返ししたいと思います。

(2) その他

(事務局)

部会長ありがとうございました。委員の皆様も、本日もたくさん意見をお寄せいただきまして、非常にありがたく思っております。皆様からいただいたご意見も踏まえて、次回に向けた検討と準備を進めたいと思うのですが、先ほどちょっとご意見にもありましたように、またメールでですね、本日言い足りなかったあるいは少し考えを変えるということも含めてですね、またご意見を寄せていただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。次回の第4回ですけれども、スケジュールのところに書いてございましたように10月頃の開催を予定しておりまして、改めて日程調整をさせていただきたいと思えます。

スケジュールも重要な部分もあるんですけども、なるべく丁寧に、いただいたご意見なども反映しながら、スケジュールありきにならないようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして第3回の条例検討部会を終了させていただきます。